

## ‘20・21シーズン「賠償保険」と「傷害基金・救出基金」は 9月1日受付開始です。

(継続・新規・期間前でも受け付けます。ご準備ください)

### 賠償保険 昨年から「1年ものです」団体日常生活賠償保険 掛け金は1540円です

**賠償保険** 賠償保険は12月1日よりの効力発生ですが、受付期間は11月13日、入金・申込書類必着です。賠償保険は他人にケガなどをさせた対人賠償、他人の持ち物を破損などして損害を与えたときの対物賠償を目的とした全国スキー協の保険で、取り扱いは、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社となります。

今年は20年12月1日から21年12月1日までの1年間1540円の掛け金で、最高1億円の保証です。ファミリー保険となっていますので、一人の加入で同居の家族全員に権利が発生します。

なお加入者には賠償事故発生の際本人のケガについてもスキー協の傷害基金より傷害補償が付加されます。

**救出基金** 山スキー行事などの事故での捜索救出費用の補助に、正会員は年間掛け金の200倍からスタートして継続10年以上で300倍の保証を、最低60万円から最高300万円となります。

正会員は入会金1000円、掛け金は3000円から10000円まで、一時会員は1000円の掛け金で30万円の保証となります。なお加入者には事故時の救出費用の他にスキー協の傷害基金より傷害補償が付加されます。

◎ 保証額倍率のアップは継続加入が条件です。忘れずに継続手続きを!

**傷害基金** 2014年11月より再開された傷害基金は正会員のみ取扱となっています。

掛け金は一年物加入で600円、3年物で1500円です。給付金、入院費は①1日2000円(30日限度)②通院費は1日1000円(20日限度)が支給されます。③入通院費以外に5千円~7万円の範囲で見舞金が支給されるのが特徴です。\*正会員は一人から加入ができます。一時会員の加入は傷害対策基金に代ってスポーツ連盟の「傷害見舞金制度」への加入を図っていますのでご協力ください。 尚、詳細についてはホームページにて確認下さい。山スキー行事は「傷害見舞金制度」には加入できませんのでご注意ください。

#### スポーツ連盟「傷害見舞金制度」の特徴

スポーツ連盟もしくは加盟団体、クラブが主催する行事中に発生した傷害を対象に給付が行われるものでスキー協の傷害基金と同じ主旨の制度です。

**加入金は** ①一時加入型のみ(1人70円)

**給付金は** ①死亡200万円 ②入院1日につき3000円 180日まで ③通院1日につき2000円 90日までとなっています。

尚 山スキー行事は「傷害見舞金制度」には加入できませんのでご注意ください。

**【申込、問合せ先】** 新日本スポーツ連盟傷害見舞金係

TEL03-3986-5401 FAX03-3986-5403

### 楽しいスキースポーツの安全安心のために多数のご加入を!

- ★賠償保険加入者募集 これからは1年ごとの加入となります。次のシーズンに向けて加入しよう。(毎年更新加入)
- ★ファミリー賠償保険ですので1人の加入で家族にも適用される有利な賠償保険です。

◎ 賠償保険、救出基金、傷害基金、傷害見舞金制度(スポ連)の加入申込書は新しくなっています。全国スキー協のホームページより取り出せます。申込・入金口座が各種違ってまいりますので、間違いの無いように、申込書の送付と入金口座への振込をお願い致します。 ホームページ URL <http://www.mmjp.or.jp/wsaj>